議案第14号

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る 事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例の 一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年2月26日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)の一部改正により建築物のエネルギー消費性能基準の適合性判定を受けるべき建築物の範囲が拡大されたことに伴い、当該適合性判定に係る手数料を拡充するほか、工場等に係る所要の審査時間に応じた手数料を設定するとともに、エネルギー消費性能誘導基準に対する適合性判定に関する手数料の細分化を行い、条ずれ対応その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例の一部を改正する条例

 令和
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例(令和2年羽曳野市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。」を削り、「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、「法第12条第1項若 しくは第13条第2項の判定」を「判定」に改め、同号の表を次のように改める。

項			区分	金額
	判定等に係	判定等に係	床面積の合計	
	る建築物の	る建築物の		
	用途	評価方法		
1	工場等のみ	モデル建物	300 平方メートル未満のもの	21,600円
	のもの	法によるも	300 平方メートル以上 1,000 平方	30,400円
		0)	メートル未満のもの	
			1,000 平方メートル以上 2,000 平	43,000円
			方メートル未満のもの	
			2,000 平方メートル以上 5,000 平	108,400円
			方メートル未満のもの	
			5,000平方メートル以上10,000平	163,200円
			方メートル未満のもの	
			10,000 平方メートル以上 25,000	202,800円
			平方メートル未満のもの	
			25,000 平方メートル以上 50,000	251,500円
			平方メートル未満のもの	
			50,000 平方メートル以上のもの	349,700円

	1			
		その他のも	300 平方メートル未満のもの	26,200円
		0	300 平方メートル以上 1,000 平方	35,400円
			メートル未満のもの	
			1,000 平方メートル以上 2,000 平	49,100円
			方メートル未満のもの	
			2,000 平方メートル以上 5,000 平	116,000円
			方メートル未満のもの	
			5,000平方メートル以上10,000平	171,600円
			方メートル未満のもの	
			10,000 平方メートル以上 25,000	211,900 円
			平方メートル未満のもの	
			25,000 平方メートル以上 50,000	262,100円
			平方メートル未満のもの	
			50,000 平方メートル以上のもの	362,600円
2	その他のも	モデル建物	300 平方メートル未満のもの	99, 200 円
	0)	法によるも	300 平方メートル以上 1,000 平方	126,300円
		0	メートル未満のもの	;
			1,000 平方メートル以上 2,000 平	166,200 円
			方メートル未満のもの	
			2,000 平方メートル以上 5,000 平	269,000円
			方メートル未満のもの	
			5,000平方メートル以上10,000平	351,100円
			方メートル未満のもの	
			10,000 平方メートル以上 25,000	421,900 円
			平方メートル未満のもの	
			25,000 平方メートル以上 50,000	495,000 円
			平方メートル未満のもの	
			50,000 平方メートル以上のもの	641,100円
		その他のも	300 平方メートル未満のもの	259,000円

i	ı	ı		
		0)	300 平方メートル以上 1,000 平方	324,500円
			メートル未満のもの	
			1,000 平方メートル以上 2,000 平	418,900円
			方メートル未満のもの	
			2,000 平方メートル以上 5,000 平	597,700円
			方メートル未満のもの	
			5,000平方メートル以上10,000平	736,200 円
			方メートル未満のもの	
			10,000 平方メートル以上 25,000	870,100円
			平方メートル未満のもの	
			25,000 平方メートル以上 50,000	992,600円
			平方メートル未満のもの	
			50,000 平方メートル以上のもの	1,237,700 円

備考

- 1 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の 部分の用途をいう。
- 2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積 (増築後に 既存の建築物と当該増築に係る部分が 1 の建築物となるものに限る。) 又は改築 (以下この項において「増築等」という。) の判定等にあっては、当該増築等 に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下 この条において「省令」という。) 第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する国 土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費 量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。第 3 号の表において同じ。) の合計をいう。ただし、変更の判定の申請 (判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、 当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖

場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

- 4 「モデル建物法」とは、省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することを 確認することをいう。
- 5 床面積の算定方法は、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 1 項第 3 号に定めるところによる。

第2条第2号中「第32条」を「第37条」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に、「もの限る」を「ものに限る」に改め、同号の表中

Γ

5,000 平方メートル未満のもの	91,600円
-------------------	---------

」を

Γ

1,000 平方メートル未満のもの	19,000円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	91,600円

」に、

Γ

2,000 平方メートル未満のもの	16,000円
-------------------	---------

」を

Γ

300 平方メートル未満のもの	6,100円
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	10,100円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,000 円

」に

改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。 ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加 を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の 合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た 面積を加えた面積とする。

2 前号の表の備考5の規定は、この表についても適用する。

第2条第3号の表を次のように改める。

項			区分	金額
	変更の判定	変更の判定	変更の判定に係る建築物の部分	
	に係る建築	に係る建築	又は書面の交付を受けようとす	
	物又は書面	物又は書面	る建築物の住宅以外の用途に供	
	の交付を受	の交付を受	する部分の床面積の合計	
	けようとす	けようとす		
	る建築物の	る建築物の		
	用途	評価方法		
1	工場等のみ	モデル建物	1,000 平方メートル未満のもの	15,800円
	のもの	法によるも	1,000平方メートル以上2,000平	22,100円
		0	方メートル未満のもの	
			2,000平方メートル以上 5,000平	54,800円
			方メートル未満のもの	
			5,000 平方メートル以上 10,000	82,200円
			平方メートル未満のもの	
			10,000 平方メートル以上 25,000	102,000円
			平方メートル未満のもの	
			25,000平方メートル以上 50,000	126,400 円
			平方メートル未満のもの	
			50,000 平方メートル以上のもの	175,400円
		その他のも	1,000 平方メートル未満のもの	18,300円
		0	1,000平方メートル以上2,000平	25,100円
			方メートル未満のもの	
			2,000平方メートル以上 5,000平	58,700円
			方メートル未満のもの	

			5,000 平方メートル以上 10,000	86,400 円
			平方メートル未満のもの	
			10,000 平方メートル以上 25,000	106,600 円
			平方メートル未満のもの	
			25,000 平方メートル以上 50,000	131,700 円
			平方メートル未満のもの	
			50,000 平方メートル以上のもの	181,900円
2	その他のも	モデル建物	1,000 平方メートル未満のもの	63,700 円
	0	法によるも	1,000平方メートル以上2,000平	83,700 円
		0	方メートル未満のもの	
			2,000平方メートル以上5,000平	135,100円
			方メートル未満のもの	
			5,000 平方メートル以上 10,000	176, 200 円
			平方メートル未満のもの	
			10,000 平方メートル以上 25,000	211,600円
			平方メートル未満のもの	
			25,000 平方メートル以上 50,000	248,100 円
			平方メートル未満のもの	
			50,000 平方メートル以上のもの	321,100 円
		その他のも	1,000 平方メートル未満のもの	162,900 円
		0	1,000平方メートル以上2,000平	210,000 円
			方メートル未満のもの	
			2,000平方メートル以上5,000平	299,500円
			方メートル未満のもの	
			5,000 平方メートル以上 10,000	368,700円
			平方メートル未満のもの	
			10,000 平方メートル以上 25,000	435,700 円
			平方メートル未満のもの	
			25,000平方メートル以上 50,000	496,900 円

	平方メートル未満のもの	
	50,000 平方メートル以上のもの	619,500円

備考 第1号の表の備考1及び備考3から備考5までの規定は、この表について も適用する。

第2条第4号の表以外の部分中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」 に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号の表中

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 30,700 円

」を

Γ

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,000円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円

」に、

Γ

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200円
--------------------------------	----------

」を

Γ

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	126,300円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200円

」に、

Γ

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900円
--------------------------------	----------

」を

Γ

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	324,500円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円

」に

改め、同表備考1ただし書中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同表備考

4中「備考 3」を「備考 5」に改め、同条第 5 号中「第 29 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に、「第 31 条第 1 項」を「第 36 条第 1 項」に改め、同条第 6 号中「第 30 条第 2 項 (法第 31 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項 (法第 36 条第 2 項」に改め、同号ア(ア)中「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に、「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に改め、同号ア(ア)の表備考 3 中「備考 3」を「備考 5」に改め、同号ア(イ)中「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に、「第 30 条第 2 項」に改め、同条第 7 号中「第 30 条第 2 項」に、「第 30 条第 2 項」に改め、同条第 7 号中「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に改め、同号ア(ア)中「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に、「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に改め、同号ア(イ)中「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に、「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に、「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に、「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に、「第 36 条第 2 項」に、「第 36 条第 1 項」に改め、同号の表中

Γ

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 1	16,000円
----------------------------------	---------

」を

Γ

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	10,100円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,000円

」に、

Γ

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	83,700円
--------------------------------	---------

| を

Γ

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	63,700円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	83,700円

」に、

Γ

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	210,000円
--------------------------------	----------

」を

Γ

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	162,900 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	210,000 円

」に

改め、同表備考 2 中「備考 3」を「備考 5」に改め、同条第 10 号中「第 31 条第 1 項」を「第 36 条第 1 項」に改め、同号の表中

Γ

5,000 平方メートル未満のもの	91,600 円
-------------------	----------

」を

Γ

1,000 平方メートル未満のもの	19,000円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	91,600円

」に、

Γ

5,000 平方メートル未満のもの	269,000 円
-------------------	-----------

」を

Γ

1,000 平方メートル未満のもの	126,300円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	269,000円

」に、

Γ

5,000 平方メートル未満のもの	597,700円	
-------------------	----------	--

」を

Γ

1,000 平方メートル未満のもの	324,500 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900円

2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 597,700 円 」に 改め、同表備考中「備考 3」を「備考 5」に改め、同条第 11 号の表中 5,000 平方メートル未満のもの 46,400 円 」を Γ 1,000 平方メートル未満のもの 10,100 円 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 16,000 円 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 46,400 円 」に、 Γ 5,000 平方メートル未満のもの 135,100 円 」を Γ 1,000 平方メートル未満のもの 63,700 円 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 83,700 円 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 135,100 円 」に、 Γ 5,000 平方メートル未満のもの 299,500 円 」を Γ 1,000 平方メートル未満のもの 162,900 円 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 210,000 円 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 299,500 円

改め、同表備考中「備考 3」を「備考 5」に改め、同条第 12 号中「第 36 条第 1 項」を「第 41 条第 1 項」に改め、同号の表中

」に

「300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 30,700 円 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 19,000 円 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 30,700 円 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 166,200 円

3	00 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	126,300円
1	,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200円

」に、

」を

」に、

」を

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 418,900 円

」を

Γ

Γ

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	324,500円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900円

」に

改め、同表備考 2 中「備考 2」を「備考 4」に、「備考 3」を「備考 5」に改め、同条第 13 号中「第 30 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に、「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に、「第 36 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(手数料の金額等)

- 第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。
 - (1) 法第 12 条第 1 項若しくは第 13 条第 2 項の建築物エネルギー消費性 能適合性判定(以下この条において「判定」という。) 又は法第 12 条第 2 項若しくは第 13 条第 3 項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更 の判定(以下この条において「変更の判定」という。)(変更の判定を受け ようとする建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第1項に規定 する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この条において同 じ。)に係る建築物の評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画に係 る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能 基準(以下この条において「消費性能基準」という。)に適合するかどう かの評価の方法をいう。以下この号及び第3号において同じ。)が当該 建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定若しくは変更の判定 (以下この条において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同 一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を 含む場合に係るものに限る。)を受けようとする者(次号に掲げる者を除 く。) 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め る金額

項		<u>区分</u>		<u>金額</u>
	判定等に	判定等に	床面積の合計	
	係る建築	係る建築		
	物の用途	物の評価		
		<u>方法</u>		
1	工場等の	モデル建	300 平方メートル未満のも	21,600 円
	みのもの	物法によ	<u>O</u>	
		るもの	300 平方メートル以上	30,400 円
			1,000 平方メートル未満の	

(手数料の金額等)

第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。

旧

(1) 法第 12 条第 1 項若しくは第 13 条第 2 項の建築物エネルギー消費性 能適合性判定(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適 合性判定をいう。以下この条において「判定」という。) 又は法第12条 第2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変 更の判定(以下この条において「変更の判定」という。)(変更の判定を受 けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第1項に規 定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この条において 同じ。)に係る建築物の評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画に 係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準 (以下この条において「消費性能基準」という。)に適合するかどうかの 評価の方法をいう。以下この号及び第3号において同じ。)が当該建築 物エネルギー消費性能確保計画の直近の法第12条第1項若しくは第13 条第2項の判定若しくは変更の判定(以下この条において「判定等」と いう。)に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建 築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)を受 けようとする者(次号に掲げる者を除く。) 次の表の中欄に掲げる区分 に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

<u>項</u>		<u>区分</u>	
	判定等に係る建築	床面積の合計	
	物の評価方法		
1	モデル建物法によ	2,000 平方メートル未満の	166, 200 円
	<u> るもの</u>	<u>もの</u>	
		2,000 平方メートル以上	269,000円
		5,000 平方メートル未満の	
		<u>もの</u>	
		5,000 平方メートル以上	351, 100 円

	•	
_	_	
c		د
	I	

	<u>もの</u>	
	1,000 平方メートル以上	43,000 円
	2,000 平方メートル未満の	
	<u>もの</u>	
	2,000 平方メートル以上	108, 400 円
	5,000 平方メートル未満の	
	もの	
	5,000 平方メートル以上	163, 200 円
	10,000 平方メートル未満	
	のもの	
	10,000 平方メートル以上	202,800 円
	25,000 平方メートル未満	
	のもの	
	25,000 平方メートル以上	251,500円
	50,000 平方メートル未満	
	のもの	
	50,000 平方メートル以上	349, 700 円
	のもの	
その他の	フ300 平方メートル未満のも	26, 200 円
もの	0	
	300 平方メートル以上	35, 400 円
	1,000 平方メートル未満の	
	<i>₹,0</i>	
	1,000 平方メートル以上	49, 100 円
	2,000 平方メートル未満の	
	も の	
	2,000 平方メートル以上	116,000円
	5,000 平方メートル未満の	110,000,1
	\$.00	
	5,000 平方メートル以上	171,600円
	10,000 平方メートル未満	1,1,00013
	<u> </u>	

			10,000 平方メートル未満	
			のもの	
			10,000 平方メートル以上	421,900 円
			25,000 平方メートル未満	
			<u>のもの</u>	
			25,000 平方メートル以上	495,000 円
			50,000 平方メートル未満	
			<u>のもの</u>	
			50,000 平方メートル以上	641, 100 円
			<u>のもの</u>	
	<u>2</u>	その他のもの	2,000 平方メートル未満の	418,900円
			<u>もの</u>	
			2,000 平方メートル以上	597, 700 円
			5,000 平方メートル未満の	
			<u>もの</u>	
			5,000 平方メートル以上	736, 200 円
			10,000 平方メートル未満	
			<u>のもの</u>	
			10,000 平方メートル以上	870, 100 円
			25,000 平方メートル未満	
			<u>のもの</u>	
			25,000 平方メートル以上	992,600 円
			50,000 平方メートル未満	
			<u>のもの</u>	
			50,000 平方メートル以上	1,237,700 円
			<u>のもの</u>	
A	曲老			

備考

1 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計 をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の 床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、 当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の

				<u>のもの</u>	
				10,000 平方メートル以上	211,900 円
				25,000 平方メートル未満	
				<u>のもの</u>	
				25,000 平方メートル以上	262, 100 円
				50,000 平方メートル未満	
				<u>のもの</u>	
				50,000 平方メートル以上	362,600 円
				<u>のもの</u>	
	<u>2</u>	その他の	モデル建	300 平方メートル未満のも	99, 200 円
		<u>もの</u>	物法によ	<u>O</u>	
			るもの	300 平方メートル以上	126, 300 円
				1,000 平方メートル未満の	
				<u>もの</u>	
۱ <u>-</u>				1,000 平方メートル以上	166, 200 円
14 -				2,000 平方メートル未満の	
'				<u>もの</u>	
				2,000 平方メートル以上	269,000 円
				5,000 平方メートル未満の	
				<u>\$0</u>	
				5,000 平方メートル以上	351, 100 円
				10,000 平方メートル未満	
				<u>のもの</u>	
				10,000 平方メートル以上	421,900 円
				25,000 平方メートル未満	
				<u>のもの</u>	
				25,000 平方メートル以上	495,000 円
				50,000 平方メートル未満	
				<u>のもの</u>	
				50,000 平方メートル以上	641, 100 円
				<u>のもの</u>	

部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

- 2 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める 省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この条にお いて「省令」という。)第1条第1項第1号ロの基準に適合するこ とを確認することをいう。
- 3 床面積の算定方法は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) 第2条第1項第3号に定めるところによる。

	I
5	5
	ı

	その他の	300 平方メートル未満のも	259,000 円
	もの	<u>0</u>	
		300 平方メートル以上	324,500 円
		1,000 平方メートル未満の	
		<u>もの</u>	
		1,000 平方メートル以上	418,900 円
		2,000 平方メートル未満の	
		もの	
		2,000 平方メートル以上	597,700 円
		5,000 平方メートル未満の	
		<u>もの</u>	
		5,000 平方メートル以上	736, 200 円
		10,000 平方メートル未満	
		<u>のもの</u>	
		10,000 平方メートル以上	870, 100 円
		25,000 平方メートル未満	
		<u>のもの</u>	
		25,000 平方メートル以上	992,600 円
		50,000 平方メートル未満	
		<u>のもの</u>	
		50,000 平方メートル以上	1,237,700 円
		のもの	
借去			

備考

- 1 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない 建築物の部分の用途をいう。
- 2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積(増築 (増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる ものに限る。)又は改築(以下この項において「増築等」という。)の 判定等にあっては、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をす る部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定 める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。

以下この条において「省令」という。)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。第3号の表において同じ。)の合計をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

- 3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。
- 4 「モデル建物法」とは、省令第1条第1項第1号ロの基準に適合 することを確認することをいう。
- 5 床面積の算定方法は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) 第2条第1項第3号に定めるところによる。
- (2) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法<u>第 37 条</u>に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)に係る他の建築物(法<u>第 34 条第 3 項</u>に規定する他の建築物をいう。以下この条において同じ。)の判定等(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第 10 条第 1 号イ(1)及び同号ロ(1)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関(法第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この条において同じ。)による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準に適合することの確認を受ける場合又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第 10 条第 1 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準に適合する当該他の建築物について省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準に適合す

(2) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法<u>第32条</u>に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)に係る他の建築物(法<u>第29条第3項</u>に規定する他の建築物をいう。以下この条において同じ。)の判定等(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関(法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この条において同じ。)による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号イの基準に適合することの確認を受ける場合又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準に適合する当該他の建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準に適合す

ることの確認を受ける場合に係る<u>ものに限る</u>。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項		区分	金額
	判定等の区分	床面積の合計	
1	判定	1,000 平方メートル未満の	19,000 円
		<u>もの</u>	
		1,000 平方メートル以上	30,700 円
		2,000 平方メートル未満の	
		<u>もの</u>	
		2,000 平方メートル以上	91,600 円
		5,000 平方メートル未満の	
		<u>もの</u>	
		省略	
2	変更の判定	300 平方メートル未満のも	6,100円
		<u>O</u>	
		300平方メートル以上1,000	10,100円
		平方メートル未満のもの	
		1,000 平方メートル以上	16,000 円
		2,000 平方メートル未満の	
		<u>もの</u>	
		省略	

備考

- 1 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計 をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の 床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、 当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の 部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 2 前号の表の備考5の規定は、この表についても適用する。
- (3) 変更の判定(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性 能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能 確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合及

ることの確認を受ける場合に係る<u>もの限る</u>。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

_		し、てもても同衣の石棚に足	-
項		区分	金額
	判定等の区分	床面積の合計	
1	判定		
		5,000 平方メートル未満のもの省略	91,600円
2	変更の判定	2,000 平方メートル未満の	16, 000 円
		<u>もの</u> 省略	

備考 前号の表の備考1及び備考3の規定は、この表についても適用する。

(3) 変更の判定(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合及

び判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係る ものを除く。)を受けようとする者(前号に掲げる者を除く。)又は建築 物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成 28 年国土 交通省令第5号)第11条に規定する書面の交付を受けようとする者

次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

び判決	定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む	ぶ場合に係る				
もの	ものを除く。)を受けようとする者(前号に掲げる者を除く。)又は建築					
物の	エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成	成 28 年国土				
交通	交通省令第5号)第11条に規定する書面の交付を受けようとする者 次					
の表の	の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定	める金額				
項	<u>区分</u>	金額				
	変更の判定に係る建筑 変更の判定に係る建筑物の					

項			区分	金額	<u>項</u>		区分	金額
	変更の判変	変更の判定	変更の判定に係る建築物の			変更の判定に係る建築	変更の判定に係る建築物の	
	定に係るに	[係る建築	部分又は書面の交付を受け			物又は書面の交付を受	部分又は書面の交付を受け	
	建築物又物	カスは書面	ようとする建築物の住宅以			けようとする建築物の	ようとする建築物の住宅以	
	<u>は書面の</u> の)交付を受	外の用途に供する部分の床			評価方法	外の用途に供する部分の床	
	交付を受け	けようとす	面積の合計				面積の合計	
	けようとる	う建築物の			<u>1</u>	モデル建物法によるも	5,000 平方メートル未満の	135, 100 円
	する建築評	<u>P価方法</u>				<u>O</u>	<u>もの</u>	
	物の用途						5,000 平方メートル以上	176, 200 円
<u>1</u>	工場等のモ	デル建物	1,000 平方メートル未満の	15,800円			10,000 平方メートル未満の	
	みのもの 注	まによるも	<u>もの</u>				<u>もの</u>	
	0	<u>)</u>	<u>1,000 平方メートル以上</u>	22, 100 円			10,000 平方メートル以上	211,600 円
			2,000 平方メートル未満の				25,000 平方メートル未満の	
			<u>もの</u>				<u>もの</u>	
			2,000 平方メートル以上	54,800 円			25,000 平方メートル以上	248, 100 円
			5,000 平方メートル未満の				50,000 平方メートル未満の	
			<u>もの</u>				<u>もの</u>	
			5,000 平方メートル以上	82,200 円			50,000 平方メートル以上の	321, 100 円
			10,000 平方メートル未満の				<u>もの</u>	
			<u>もの</u>		<u>2</u>	その他のもの	5,000 平方メートル未満の	299,500 円
			10,000 平方メートル以上	102,000 円			<u>もの</u>	
			25,000 平方メートル未満の				5,000 平方メートル以上	368,700 円
			<u>もの</u>				10,000 平方メートル未満の	
			25,000 平方メートル以上	126,400 円			<u>もの</u>	
			50,000 平方メートル未満の				10,000 平方メートル以上	<u>435, 700 円</u>
			<u>もの</u>				25,000 平方メートル未満の	

				50,000 平方メートル以上の	175,400 円
				<u>もの</u>	
			その他のも	1,000 平方メートル未満の	18,300円
			<u>の</u>	<u>もの</u>	
				1,000 平方メートル以上	25,100円
				2,000 平方メートル未満の	
				<u>もの</u>	
				<u>2,000 平方メートル以上</u>	58,700円
				5,000 平方メートル未満の	
				<u>もの</u>	
				5,000 平方メートル以上	86,400 円
				10,000 平方メートル未満の	
				<u>もの</u>	
				10,000 平方メートル以上	106,600円
- 1				25,000 平方メートル未満の	
19 –				<u>もの</u>	
'				25,000 平方メートル以上	131,700円
				50,000 平方メートル未満の	
				<u>もの</u>	
				50,000 平方メートル以上の	181,900円
	ŀ		 3 -1.11	<u>もの</u>	
		<u>2</u>		1,000 平方メートル未満の	63,700 円
			 法によるも		
			<u>の</u>	1,000 平方メートル以上	83,700円
				2,000 平方メートル未満の	
				<u>\$0</u>	
				2,000 平方メートル以上	135, 100 円
				5,000 平方メートル未満の	
				<u>もの</u>	

5,000 平方メートル以上

10,000 平方メートル未満の

176, 200 円

	<u>to</u>	
	25,000 平方メートル以上	496,900 円
	50,000 平方メートル未満の	
	<u>もの</u>	
	50,000 平方メートル以上の	619,500円
	<u>もの</u>	

備考 第1号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用 <u>する。</u>

	•		
ŗ	_	٥	
Ç	_	2	
	I		

<u>もの</u>	
10,000 平方メートル以上	211,600 円
25,000 平方メートル未満の	
<i>₺の</i>	
25,000 平方メートル以上	248, 100 円
50,000 平方メートル未満の	
も の	
50,000 平方メートル以上の	321, 100 円
₹ <i>0</i>	
その他のも 1,000 平方メートル未満の	162,900 円
0 50	<u> </u>
1,000 平方メートル以上	210,000円
2,000 平方メートル未満の	210,000 1
50	
2,000 平方メートル以上	299, 500 円
5,000 平方メートル未満の	200,000 1
6,000 7,77 7,74 1,104 5,0	
5,000 平方メートル以上	368, 700 円
10,000 平方メートル未満の	300, 100 🗇
10,000 平分パードル 10,000 中分パードル 10,000 中分イトル 10,000 中分イトル 10,000 中分イトル 10,000 中分イトル 10,000 中分イトル 10,000 中分イトル	
<u>502</u> 10,000 平方メートル以上	435, 700 円
10,000 平ガス・ドル以上 25,000 平方メートル未満の	455, 700 <u></u>
50 T + 2	40 <i>C</i> 000 III
25,000 平方メートル以上	496, 900 円
50,000 平方メートル未満の	
<u> </u>	010 5 00 H
50,000 平方メートル以上の	619,500円
<u>もの</u> <u>もの</u> この備 老1 及び備 老3 から備 老5 までの担気	4,,,

備考 第1号の表の備考1及び備考3から備考5までの規定は、この表 についても適用する。

(4) 法<u>第34条第1項</u>の規定による認定の申請(認定の申請をしようとす

(4) 法<u>第 29 条第 1 項</u>の規定による認定の申請(認定の申請をしようとす

る建築物エネルギー消費性能向上計画(法第34条第1項に規定する建築 物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)に 法第34条第3項各号に掲げる事項(以下この条において「他の建築物に 係る事項」という。)を記載している場合に係るものを除く。)又は法第 36条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築 物エネルギー消費性能向上計画の評価方法(建築物エネルギー消費性能 向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1 項各号に掲げる基準(以下この条において「性能向上基準」という。)に 適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号から第 11 号までに おいて同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第 34条第1項の認定若しくは法第36条第1項の変更の認定(以下「認定 等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築 物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であって、当該建築物エネル ギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していないとき に係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に 応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項		区		金額	
	認定等の申請に	認定等に	に係る評	床面積の合計	
	係る建築物	価方法			
1	非住宅建築物	登録住年	它性能評	300 平方メート	11,000円
	(住宅(人の居住	価機関等	等が性能	ル未満のもの	
	の用のみに供す	向上基準	単に適合	300 平方メート	19,000円
	る建築物(共用	すると記	忍めたも	ル以上 1,000 平	
	部分を含む。)以	\mathcal{O}		<u>方メートル未満</u>	
	下この条におい			<u>のもの</u>	
	て同じ。)以外の			1,000 平方メー	30,700 円
	用途のみに供す			トル以上 2,000	
	る建築物をい			平方メートル未	
	う。以下この条			満のもの	
	において同じ。)			省略	
		その他	モデル	300 平方メート	99, 200 円

る建築物エネルギー消費性能向上計画(法第29条第1項に規定する建築 物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)に 法第29条第3項各号に掲げる事項(以下この条において「他の建築物に 係る事項」という。)を記載している場合に係るものを除く。)又は法第 31条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築 物エネルギー消費性能向上計画の評価方法(建築物エネルギー消費性能 向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1 項各号に掲げる基準(以下この条において「性能向上基準」という。)に 適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号から第 11 号までに おいて同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第 29 条第1項の認定若しくは法第31条第1項の変更の認定(以下「認定 等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築 物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であって、当該建築物エネル ギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していないとき に係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に 応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項		区分	}		金額
	認定等の申請に	認定等に	係る評	床面積の合計	
	係る建築物	価方法			
1	非住宅建築物	登録住宅	性能評	300 平方メート	11,000円
	(住宅(人の居住	価機関等	が性能	ル未満のもの	
	の用のみに供す	向上基準	に適合		
	る建築物(共用	すると認	めたも		
	部分を含む。)以	0)			
	下この条におい				
	て同じ。)以外の			300 平方メート	30,700円
	用途のみに供す			ル以上 2,000 平	
	る建築物をい			<u>方メートル未満</u>	
	う。以下この条			のもの	
	において同じ。)			省略	
		その他っ	モデル	300 平方メート	99, 200 円

^	٥

		のもの	建物法	ル未満のもの	
			による	300 平方メート	126,300 円
			もの	ル以上 1,000 平	
				<u>方メートル未満</u>	
				<u>のもの</u>	
				1,000 平方メー	166, 200 円
				トル以上 2,000	
				平方メートル未	
				満のもの	
				省略	
			その他	300 平方メート	259,000円
			のもの	ル未満のもの	
				300 平方メート	324,500 円
				ル以上 1,000 平	
				<u>方メートル未満</u>	
				<u>のもの</u>	
				1,000 平方メー	418,900円
				トル以上 2,000	
				平方メートル未	
				満のもの	
				省略	
2~4	省略				
供耂					

備考

1 「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について省令第4条第3項第2号の規定により住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量を算出する場合(以下この条において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。)については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計をいう。ただし、法第36条第1項の変更の認定の申請(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含

	$\mathcal{D}^{+}\mathcal{D}$	Z=1+ H/m :>:十-	1.土港のまの	
	のもの		ル未満のもの	
		による		
		もの		
			200 77 + 3	1.CC 900 III
			300 平方メート	166, 200 円
			ル以上 2,000 平	
			方メートル未満	
			のもの	
			省略	
		その他		259,000 円
			ル未満のもの	200,000 1
		V) 6 V)	/レ/八個ペク もく/	
			300 平方メート	418,900円
				410, 900
			ル以上 2,000 平	
			<u>方メートル未満</u>	
			のもの	
			省略	
2~4 省略			1 * * - * *	
借去				

備考

1 「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積(共同 住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について省令第4条第 3項第2号の規定により住宅の用途に供する部分の設計一次エネル ギー消費量を算出する場合(以下この条において「共同住宅等の共 用部分を評価しない場合」という。)については、当該認定等に係る 建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積 を除いた床面積)の合計をいう。ただし、法<u>第31条第1項</u>の変更の 認定の申請(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含 むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2 • 3 省略

- 4 第1号の表の備考5の規定は、この表についても適用する。
- (5) 法第34条第1項の規定による認定の申請(認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。)又は法第36条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。)をしようとする者 当該認定等に係る1の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - ア 法<u>第34条第1項</u>の規定による認定の申請の場合又は法<u>第36条第1項</u>の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る1の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該1の建築物の評価方法と同一でない場合、認定等に係る1の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合又は変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものに限る。)の場合 前号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額
 - イ 法<u>第36条第1項</u>の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る1の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該1の建築物の評価方法と同一でない場合、認定等に係る1の建築

むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2 • 3 省略

- 4 第1号の表の備考3の規定は、この表についても適用する。
- (5) 法<u>第29条第1項</u>の規定による認定の申請(認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。)又は法<u>第31条第1項</u>の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。)をしようとする者 当該認定等に係る1の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - ア 法<u>第29条第1項</u>の規定による認定の申請の場合又は法<u>第31条第1項</u>の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る1の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該1の建築物の評価方法と同一でない場合、認定等に係る1の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合又は変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものに限る。)の場合 前号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額
- イ 法<u>第31条第1項</u>の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る 1 の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該1の建築物の評価方法と同一でない場合、認定等に係る1の建築

物の部分の床面積の合計の増加を含む場合及び変更の認定の申請を しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に 係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画 に記載している場合に係るものを除く。)の場合 第9号の表の中欄 に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

- (6) 法<u>第 35 条第 2 項(法第 36 条第 2 項</u>において準用する場合を含む。) の規定による申出をしようとする者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に 定める金額
 - (ア) 法<u>第35条第2項</u>の規定による申出又は法<u>第36条第2項</u>において準用する法<u>第35条第2項</u>の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合 第4号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

備考

1•2 省略

- 3 第1号の表の備考5の規定は、この表についても適用する。
- (イ) 法<u>第36条第2項</u>において準用する法<u>第35条第2項</u>の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合 第9号の金額のほか、(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

イ 省略

物の部分の床面積の合計の増加を含む場合及び変更の認定の申請を しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に 係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画 に記載している場合に係るものを除く。)の場合 第9号の表の中欄 に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

- (6) 法<u>第30条第2項(法第31条第2項</u>において準用する場合を含む。) の規定による申出をしようとする者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に 定める金額
 - (ア) 法<u>第30条第2項</u>の規定による申出又は法<u>第31条第2項</u>において準用する法<u>第30条第2項</u>の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合 第4号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

備考

1•2 省略

- 3 第1号の表の<u>備考3</u>の規定は、この表についても適用する。
- (イ) 法<u>第31条第2項</u>において準用する法<u>第30条第2項</u>の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合 第9号の金額のほか、(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

イ 省略

- (7) 法<u>第35条第2項(法第36条第2項</u>において準用する場合を含む。) の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定(建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定をいう。以下この号において同じ。)に準じた審査が必要なものに限る。)(当該申出をするときに同法第18条の2第1項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあっては、大阪府知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限る。)をしようとする者次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に 定める金額
 - (ア) 法<u>第35条第2項</u>の規定による申出又は法<u>第36条第2項</u>において準用する法<u>第35条第2項</u>の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合 第4号及び前号の金額のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと)に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に3,300円を加えた金額表省略

備考

1~3 省略

- 4 第1号の表の備考5の規定は、この表についても適用する。
- (イ) 法<u>第36条第2項</u>において準用する法<u>第35条第2項</u>の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の

- (7) 法<u>第30条第2項(法第31条第2項</u>において準用する場合を含む。) の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定(建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定をいう。以下この号において同じ。)に準じた審査が必要なものに限る。)(当該申出をするときに同法第18条の2第1項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあっては、大阪府知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限る。)をしようとする者次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に 定める金額
 - (ア) 法第30条第2項の規定による申出又は法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合 第4号及び前号の金額のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと)に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に3,300円を加えた金額表省略

衣 有略備考

1~3 省略

- 4 第1号の表の備考3の規定は、この表についても適用する。
- (イ) 法<u>第31条第2項</u>において準用する法<u>第30条第2項</u>の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の

評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合 前号及び第9号の金額のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと)に(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に3,300円を加えた金額

イ 省略

- (8) 法<u>第35条第2項</u>(法<u>第36条第2項</u>において準用する場合を含む。) の規定による申出(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)をしようとする者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に 定める金額
 - (ア) 法第35条第2項の規定による申出又は法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合第4号及び前2号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

(イ) 法<u>第36条第2項</u>において準用する法<u>第35条第2項</u>の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合前2号及び第9号の金額のほか、(ア)の表の中欄に掲

評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合 前号及び第9号の金額のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと)に(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に3,300円を加えた金額

イ省略

- (8) 法<u>第30条第2項</u>(法<u>第31条第2項</u>において準用する場合を含む。) の規定による申出(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)をしようとする者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に 定める金額
 - (ア) 法<u>第30条第2項</u>の規定による申出又は法<u>第31条第2項</u>において準用する法<u>第30条第2項</u>の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合 第4号及び前2号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

(イ) 法<u>第31条第2項</u>において準用する法<u>第30条第2項</u>の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合 前2号及び第9号の金額のほか、(ア)の表の中欄に掲

げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額 イ 省略

(9) 法第36条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているときに係るものを除く。)をしようとする者次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項		区	分		金額
	変更の認定の	変更の記	忍定に係	変更の認定の	
	申請に係る建	る評価力	方法	申請に係る建	
	築物			築物の部分の	
				床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住年	它性能評	300 平方メート	6,100円
		価機関等	等が性能	ル未満のもの	
		向上基準	単に適合	300 平方メート	10,100 円
		すると認	忍めたも	ル以上1,000平	
		\mathcal{O}		方メートル未	
				満のもの	
				1,000 平方メー	16,000 円
				トル以上 2,000	
				平方メートル	
				<u>未満のもの</u>	
				省略	
		その他	モデル	300 平方メート	50,200 円
		のもの	建物法	ル未満のもの	
			による	300 平方メート	63,700 円
			もの	ル以上1,000平	
				方メートル未	
				満のもの	

げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額 イ 省略

(9) 法第31条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているときに係るものを除く。)をしようとする者次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項		区	金額		
	変更の認定の	変更の認	忍定に係	変更の認定の	
	申請に係る建	る評価力	法	申請に係る建	
	築物			築物の部分の	
				床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅	已性能評	300 平方メート	6,100円
		価機関等	い 性能	ル未満のもの	
		向上基準	#に適合		
		すると認	忍めたも		
		\mathcal{O}			
				300 平方メート	16,000 円
				ル以上 2,000 平	
				<u>方メートル未</u>	
				満のもの	
				省略	
		その他	モデル	300 平方メート	50,200 円
		のもの	建物法	ル未満のもの	
			による		
			もの		

•	٠)	
	C)	

		1,000 平方メー	83,700 円
		トル以上 2,000	
		平方メートル	
		未満のもの	
		省略	
	その他	300 平方メート	130, 100 円
	のもの	ル未満のもの	
		300 平方メート	162,900 円
		ル以上1,000平	
		方メートル未	
		満のもの	
		1,000 平方メー	210,000 円
		トル以上 2,000	
		平方メートル	
		未満のもの	
		省略	

|2~4 省略

備考

- 1 省略
- 2 第1号の表の<u>備考5</u>並びに第4号の表の備考2及び備考3の規定 は、この表についても適用する。
- (10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 29 条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法<u>第 36 条第 1 項</u>に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 当該書面の交付の申請に係る 1 の建築物ごとに、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項		金額	
	書面の交付を受けよ	書面の交付を受けようと	

			300 平方メート	<u>83,700 円</u>
			ル以上 2,000 平	
			方メートル未	
			満のもの	
			省略	
		その他	300 平方メート	130, 100 円
		のもの	ル未満のもの	
			300 平方メート	210,000 円
			ル以上 2,000 平	
			方メートル未	
			満のもの	
			省略	
2~4 省略				

000 15+ 3

備考

- 1 省略
- 2 第 1 号の表の<u>備考 3</u> 並びに第 4 号の表の備考 2 及び備考 3 の規定 は、この表についても適用する。
- (10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 29 条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法<u>第 31 条第 1 項</u>に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 当該書面の交付の申請に係る 1 の建築物ごとに、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項		区分	金額
	書面の交付を受けよ	書面の交付を受けようと	

I	
5	3
ı	

	1	. 1			1		Π			
			する建築物の住宅以外の						する建築物の住宅以外の	
	ルギー消費性能	自向上	用途に供する部分の床面				ルギー消	費性能向上	用途に供する部分の床面	
	計画の評価方法		積の合計				計画の評価	西方法	積の合計	
1	登録住宅性能評	呼価機	1,000 平方メートル未満の	19,000円		1	登録住宅	性能評価機		
	関等が軽微な変	で更に	<u>もの</u>				関等が軽額	微な変更に		
	該当すると認め	うたも	1,000 平方メートル以上	30,700円			該当する	と認めたも		
	の		2,000 平方メートル未満の				0)			
			もの							
			2,000 平方メートル以上	91,600 円					5,000 平方メートル未満	91,600円
			5,000 平方メートル未満の						のもの	
			もの							
		-	 省略						省略	
2	その他のモデ	ル建	1,000 平方メートル未満の	126, 300 円		2	その他の	モデル建		
		によ					もの	築法によ		
	るもの	-	1,000 平方メートル以上	166, 200 円				るもの		
			2,000 平方メートル未満の							
			も の							
		-	2,000 平方メートル以上	269,000 円					5,000 平方メートル未満	269,000 円
			5,000 平方メートル未満の						050	
			もの							
		-	<u>。 </u>						省略	
	その		1,000 平方メートル未満の	324, 500 円				その他の		
	もの		<u>もの</u>	021,000 1				も の		
		-	1,000 平方メートル以上	418,900 円						
			2,000 平方メートル未満の	110,000 1						
			\$0							
		-	2,000 平方メートル以上	597,700 円					5,000 平方メートル未満	597, 700 円
			5,000 平方メートル未満の	301,100 1					<u>のもの</u>	
			<u>もの</u>							
		<u> </u>							省略	
<u></u> 備考	<u> </u>					備考	<u>第1号の</u>		<u> 555</u> 並びに第4号の表の備考2及	び備考3の規定
I/HI /丁	カエクツXV/ <u>III</u>	# <u>、コヮ</u> 加	として知するツベツ畑では及			VIII J	> V T V Y Y Y Y Y Y Y Y Y	~ · · · · · · · · · · · · · · ·		. O MII J O -2/9L/A

は、この表についても適用する。

(11) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 29 条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)を受けようとする者 当該書面の交付の申請に係る 1 の建築物ごとに、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項			区分	金額
	書面の交付	を受けよう	書面の交付を受けようとす	
	とする建築	物エネルギ	る建築物の住宅以外の用途	
	一消費性能	向上計画の	に供する部分の床面積の合	
	評価方法		計	
1	登録住宅性	能評価機関	1,000 平方メートル未満のも	10,100 円
	等が軽微な	変更に該当	<u>o</u>	
	すると認め	たもの	1,000 平方メートル以上	16,000 円
			2,000 平方メートル未満のも	
			<u></u>	
			2,000 平方メートル以上	46,400 円
			5,000 平方メートル未満のも	
			<u></u>	
			省略	
2	その他の	モデル建築	1,000 平方メートル未満のも	63,700 円
	もの	法によるも	<u></u>	
		の	1,000 平方メートル以上	83,700 円
			2,000 平方メートル未満のも	
			<u></u>	
			2,000 平方メートル以上	135, 100 円
			5,000 平方メートル未満のも	
			<u>O</u>	
			省略	

は、この表についても適用する。

(11) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 29 条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)を受けようとする者 当該書面の交付の申請に係る 1 の建築物ごとに、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

717.116				
項			区分	金額
	書面の交付	を受けよう	書面の交付を受けようとす	
	とする建築	物エネルギ	る建築物の住宅以外の用途	
	一消費性能	向上計画の	に供する部分の床面積の合	
	評価方法		計	
1	登録住宅性	能評価機関		
	等が軽微な	変更に該当		
	すると認め	たもの		
			5,000 平方メートル未満の	46,400 円
			<u>もの</u>	
			省略	
2	その他の	モデル建築		
	もの	法によるも		
		の		
			5,000 平方メートル未満の	135, 100 円
			<u>to</u>	
			省略	

	その他のも	1,000 平方メートル未満のも	162,900 円
	の	<u>O</u>	
		1,000 平方メートル以上	210,000 円
		2,000 平方メートル未満のも	
		<u></u>	
		2,000 平方メートル以上	299,500 円
		5,000 平方メートル未満のも	
		<u>Ø</u>	
		省略	

備考 第1号の表の<u>備考5</u>並びに第4号の表の備考2及び備考3の規定 は、この表についても適用する

(12) 法<u>第41条第1項</u>の規定による認定の申請をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項		金額			
	認定の申請をし	認定に依	系る評価	床面積の合計	
	ようとする建築	方法			
	物				
1	非住宅建築物	登録住宅性能評 3		300 平方メート	11,000円
		価機関等	等が消費	ル未満のもの	
		性能基準	単に適合	300 平方メート	19,000 円
		すると認	忍めたも	ル以上 1,000 平	
		の又は適合判定		方メートル未満	
		通知書等により		<u>のもの</u>	
		消費性能基準に		1,000 平方メー	30,700 円
		適合することが		トル以上 2,000	
		確認できるもの		平方メートル未	
				満のもの	
				省略	
		その他	モデル	300 平方メート	99, 200 円
		のもの	建物法	ル未満のもの	
			による	300 平方メート	126,300 円

	その他のも		
	の		
		5,000 平方メートル未満の	299, 500 円
		<u>もの</u>	
		省略	

備考 第1号の表の<u>備考3</u>並びに第4号の表の備考2及び備考3の規定 は、この表についても適用する

(12) 法<u>第36条第1項</u>の規定による認定の申請をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項		金額			
	認定の申請をし	認定に使	系る評価	床面積の合計	
	ようとする建築	方法			
	物				
1	非住宅建築物	登録住年	它性能評	300 平方メート	11,000円
		価機関等	等が消費	ル未満のもの	
		性能基準	単に適合		
		すると記	忍めたも		
		の又は適合判定			
		通知書等により			
		消費性能基準に		300 平方メート	30,700 円
		適合する	ることが	ル以上 2,000 平	
		確認できるもの		方メートル未満	
				のもの	
				省略	
		その他	モデル	300 平方メート	99, 200 円
		のもの	建物法	ル未満のもの	
			による		

c		`
ì		٦
•	`	_
	ı	

		もの	ル以上 1,000 平	
			<u>方メートル未満</u>	
			<u>のもの</u>	
			1,000 平方メー	166, 200 円
			トル以上 2,000	
			平方メートル未	
			満のもの	
			省略	
		その他	300 平方メート	259,000円
		のもの	ル未満のもの	
			300 平方メート	324,500 円
			ル以上 1,000 平	
			<u>方メートル未満</u>	
			<u>のもの</u>	
			1,000 平方メー	<u>418,900 円</u>
			トル以上 2,000	
			平方メートル未	
			満のもの	
			省略	
2~4	省略			

備考

- 1 省略
- 2 第 1 号の表の<u>備考 4 及び備考 5</u>並びに第 4 号の表の備考 2 の規定 は、この表についても適用する。

3~6 省略

(13) 法<u>第 35 条第 1 項</u>(法<u>第 36 条第 2 項</u>において準用する場合を含む。) 又は法<u>第 41 条第 2 項</u>の認定を受けたことを証する書面の交付を受けよ うとする者 1 通につき 2,000 円

以下省略

		もの		
			300 平方メート	166, 200 円
			ル以上 2,000 平	100, 200 🗇
			方メートル未満	
			<u>のもの</u>	
			省略	
		その他	300 平方メート	259,000円
		のもの	ル未満のもの	
			300 平方メート	418,900 円
			ル以上 2,000 平	410, 900 🗇
			方メートル未満	
			<u>のもの</u>	
			省略	
2~4	省略			

備考

- 1 省略
- 2 第 1 号の表の<u>備考 2 及び備考 3</u>並びに第 4 号の表の備考 2 の規定 は、この表についても適用する。

3~6 省略

(13) 法<u>第 30 条第 1 項</u>(法<u>第 31 条第 2 項</u>において準用する場合を含む。) 又は法<u>第 36 条第 2 項</u>の認定を受けたことを証する書面の交付を受けよ うとする者 1 通につき 2,000 円

以下省略